

下請事業者 のみなさま

下請新分野進出補助金

(下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業)

親事業者のリストラ等の影響を受けた**下請中小企業・小規模事業者**が対象となります。

親事業者等の生産拠点が閉鎖・縮小された、または閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請中小企業・小規模事業者が対象となります。

新分野進出等への取組に、**最大500万円の補助(補助率:2/3)**が出ます。

新分野への進出等による取引先の多様化のための試作・開発、展示会出展等の費用を補助します。

「経済産業局」が、相談窓口です。

申請者の主たる事業所の所在地を所管する経済産業局が応募受付先、問い合わせ先です。

お問い合わせ先

北海道経済産業局	産業部中小企業課	TEL 011-709-3140
東北経済産業局	産業部中小企業課	TEL 022-221-4922
関東経済産業局	産業部中小企業課	TEL 048-600-0296
中部経済産業局	産業部中小企業課	TEL 052-951-2748
近畿経済産業局	産業部中小企業課 下請取引適正化推進室	TEL 06-6966-6037
中国経済産業局	産業部中小企業課	TEL 082-224-5661
四国経済産業局	産業部中小企業課	TEL 087-811-8529
九州経済産業局	産業部中小企業課	TEL 092-482-5450
沖縄総合事務局	中小企業課	TEL 098-866-1755
中小企業庁	取引課	TEL 03-3501-1669